

令和 7 年 第 4 回

羅臼町教育委員会議事録

令和7年第4回羅臼町教育委員会

1 日 時 令和7年3月26日(水) 13時30分～14時15分

2 場 所 羅臼町役場 3階 第5・6会議室

3 出席者

教育長	石 崎 佳 典
委 員	葛 西 良 浩
委 員	芦 崎 拓 也
教育指導主幹	横 澤 英 三
学務課長	八 幡 雅 人
社会教育課長	長 岡 紀 文
総務管理係長	櫻 庭 千 尋

4 欠席者

委 員	佐々木 美 穂
委 員	小 林 真裕子

5 傍聴者

なし

6 議 題

議案 第13号	羅臼町就学援助規則の一部改正について
議案 第14号	令和7年度準要保護児童・生徒の認定について
議案 第15号	令和7年度就学及び教育的支援の追加答申について
議案 第16号	学校における働き方改革羅臼町アクション・プラン（第3期）の策定について
報告 第5号	諸会議・諸行事について

7 その他

1. 教育指導主幹通信について

【開 会】

○石崎教育長

令和7年第4回教育委員会を開催致します。

令和6年度は一校一園化の方向性が決まりました。令和7年度はより良い教育環境を実現するための取り組みを行ってまいります。令和7年度も引き続きよろしくお願い致します。

本日は、佐々木委員と小林委員が欠席ですが過半数の出席がありますので、会議は成立となります。議事録署名委員の指名ですが、葛西委員と芦崎委員にお願い致します。

本日の議題は協議事項として、議案第13号「羅臼町就学援助規則の一部改正について」、議案第14号「令和7年度準要保護児童・生徒の認定について」、議案第15号「令和7年度就学及び教育的支援の追加答申について」、議案第16号「学校における働き方改革羅臼町アクション・プラン（第3期）の策定について」の4件、報告事項として、報告第5号「諸会議・諸行事について」の1件となっております。

議事の非公開の確認をさせていただきます。議案第14号及び議案第15号は、羅臼町教育委員会会議規則第8条第1項各号には該当しませんが、個人情報保護の観点から、公開しないことにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○全委員

異議なし。

○石崎教育長

議案第14号及び議案第15号は公開しないことと致します。

議事に入る前に、私から行政報告をさせていただきます。3月1日に羅臼高校の卒業式が挙行されました。知床未来中学校は3月13日、小学校は3月19日に卒業式、幼稚園は3月25日に卒園式がそれぞれ挙行されました。

昨日、根室教育局長にお越しいただき、羅臼小学校の古内祐介教諭に令和6年度管内教育実践表彰を授与していただきました。探究的な学びのプロセスの授業実践及び校内研修の充実が評価されています。根室管内では、古内教諭の他に4名、1団体、1校が表彰を受けています。

人事異動についてですが、羅臼小学校の高橋健司校長が根室市の北斗小学校に異動になります。後任については、別海町の中西別小学校から角田俊幸校長が着任されます。中西別小学校は令和6年度で閉校となります。閉校事務を経験した角田校長が羅臼小学校でも力を発揮していただけると期待しています。小中学校管理職の異動は以上になります。道立の羅臼高校は、永原竜教頭が名寄高校に異動になります。幼稚園についてですが、3月21日に羅臼幼稚園と春松幼稚園の人事を行いました。春松幼稚園の藤本郁

美副園長が3月31日付で退職することになりましたので、羅臼幼稚園の野戸朋子教諭が4月1日付で春松幼稚園の副園長に昇任となります。春松幼稚園の井上亜矢教諭につきましては、保健福祉課発達支援センターありんこに出向となります。現在羅臼幼稚園は9名体制ですが、令和7年度は7名体制になります。春松幼稚園は7名体制でしたが、令和7年度は5名体制になります。両園共に2名減となる中での幼稚園運営になりますが、園長と十分お話をした上で決定した異動となっております。一校一園化に向け、発達支援センターとの連携が重要になってきますので、井上教諭には橋渡しになっていただければと思います。今後は連携が充実し、より良い子育て環境が整っていくものと思っています。教育委員会の内示を3月24日に行いました。これまで教育支援係に人員を配置しておりませんでしたので、現学校給食センター管理係長の福田係長を兼務発令し教育支援係長としています。教育行政執行方針には高校の全国公募に向けた内容を記載しておりますので、福田係長には全国公募を中心に取り組んでいただきたいと思います。新たに会計年度任用職員2名を採用しています。この2名の業務内容は、統合に係る学校・幼稚園の通学・通園バスの運転です。実際には令和8年度からの業務になりますが、令和7年度から準備・試行しスムーズに令和8年度を迎えられるようにしたいと思います。

3月5日から13日までの期間で第1回定例会が開催されました。予算規模につきましては、一般会計55億3,850万円となっており、これまでで2番目に多い一般会計予算となっております。昨年当初予算から4億2,254万1千円増となっており、率としては8.3%の増となります。一般会計の中の教育費につきましては、5億5,445万7千円です。昨年度は4億2,559万5千円でしたので、1億2,897万5千円の増です。率としては30.3%の増となります。羅臼町全体の一般会計のうち教育費は10%です。教育費予算増の要因は、タブレットの更新として3,745万1千円、小学校の統合関連事業として3,050万4千円、トイレ改修、校章、校歌に関する費用です。幼稚園の統合関連事業として2,710万5千円、実施設計、園章、園歌に関する費用です。郷土資料館はアイヌ文化記録保存事業及び収集分析として2,651万8千円、学校給食費の無償化として2,502万5千円、給食センター補修事業として4,074万7千円等となっております。今回は5名の議員から一般質問がありました。そのうち4名から教育関連の質問をいただきました。

行政報告については以上でございます。令和7年度教育行政執行方針の概要につきましては4月の合同会議で改めてご説明させていただきます。それでは議事に入ります。

【議 事】

●議案 第 1 3 号 羅臼町就学援助規則の一部改正について

○石崎教育長

議案第 1 3 号「羅臼町就学援助規則の一部改正について」担当から説明をお願いします。

○学務課長

議案の 1 ページをお願い致します。議案第 1 3 号「羅臼町就学援助規則の一部改正について」です。羅臼町就学援助規則の一部を別紙のとおり改正したいので意見を求めるものであります。2 ページをお願い致します。羅臼町就学援助規則の一部を改正する規則、羅臼町就学援助規則の一部を次のように改正する。この度の改正理由につきましては、令和 7 年度からの学校給食費の無償化に伴い、要保護及び準要保護世帯に対する、学校給食費負担金を廃止するための改正であります。また、関連する様式番号が不要になったこと、並びに一部の文言に誤りがありましたので併せて修正をするものであります。改正条文です。第 7 条第 1 項中「（様式第 2 号）」を削る。第 1 3 条第 2 項中「学校給食費、就学旅行費等」を「修学旅行費等」に改める。別表（第 5 条関係）中、「学校給食費」の項を削る。なお、別冊参考資料 1 に羅臼町就学援助規則、資料 2 に羅臼町就学援助規則新旧対照表を添付しておりますのでお目通し願います。以上でございます。

○石崎教育長

議案第 1 3 号「羅臼町就学援助規則の一部改正について」説明がありました。ご意見ご質問等がありましたらお願い致します。

○全委員

意見、質問等は特になし。

○石崎教育長

学務課長から説明がありました。給食費無償化に伴う規則改正です。

議案第 1 3 号「羅臼町就学援助規則の一部改正について」は可決とさせていただきます。

●議案 第14号 令和7年度準要保護児童・生徒の認定について

○石崎教育長

議案第14号「令和7年度準要保護児童・生徒の認定について」担当から説明をお願いします。

非 公 開

○石崎教育長

議案第14号「令和7年度準要保護児童・生徒の認定について」は可決とさせていただきます。

●議案 第15号 令和7年度就学及び教育的支援の追加答申について

○石崎教育長

議案第15号「令和7年度就学及び教育的支援の追加答申について」担当から説明をお願いします。

非 公 開

○石崎教育長

議案第15号「令和7年度就学及び教育的支援の追加答申について」は可決とさせていただきます。

●議案 第16号 学校における働き方改革羅臼町アクション・プラン（第3期）の策定について

○石崎教育長

議案第16号「学校における働き方改革羅臼町アクション・プラン（第3期）の策定について」担当から説明をお願いします。

○学務課長

議案の6ページをお願い致します。議案第16号「学校における働き方改革羅臼町アクション・プラン（第3期）の策定について」意見を求めるものでございます。

別冊でお配りしている、羅臼町アクション・プラン（第3期）の1ページをご覧ください。Ⅰはじめにとして、近年の教育環境に関わる情勢や課題、求められていること等、5項目を示しています。策定にあたっては現行の第2期アクション・プランを引き継ぎながら令和6年4月に策定されました学校における働き方改革北海道アクション・プラン第3期に基づき策定をしているところであります。

2ページをお願い致します。Ⅱこれまでの取組の成果と課題としまして、令和4年度から令和6年度までの3年計画として策定し、教職員の在校等時間の縮減に向けた取組を進めてきました。（1）現アクション・プランに係る取組の実施では、「働き方改革手引き Road の積極的な活用」「ICTを積極的に活用した業務等の推進」等6項目を重点取組として指標を掲げ、これまで当初の目標をほぼ達成し一定の成果が図られています。下段の表にはこれまでの進捗状況を記載しています。（2）学校におけるICT環境の整備では、1人1台端末の計画が前倒しされる等、学校におけるICT環境の整備が進み、個別最適な学びや協働的な学びの充実が図られるとともに、遠隔授業やオンライン学習の実施等、ICTを活用した教育活動が広がる中、校務を効率化し、事務作業時間の削減を図るため、ICTを積極的に活用し、自動的かつ継続的なデータ取得や情報共有の即時化、クラウドサービスやデジタル教材を活用した授業の実施等、業務等の一層の改善が求められており、校務の効率化や教育データの利活用に取り組む必要があります。3ページをお願い致します。（3）部活動の地域移行では、スポーツ及び文化活動について、より良い活動を築くための方策を検討するための、羅臼町のスポーツ・文化の在り方検討協議会を設置し、部活動の地域移行の在り方等に関する協議・検討を行うこととしています。3ページから4ページにかけ、（4）教育職員に係る時間外在校等時間（超過時間）の状況は、出退勤管理システムを各学校に導入し、町内全教育職員の勤務時間が可視化できるようになっております。現アクション・プランの目標として、教育職員の時間外在校等時間の目標を1ヵ月45時間以内、1年間で360時間以内としていますが、一定の改善は見られるものの、目標の達成には至っていない状況であります。時間外在校等時間の推移と、4ページには45時間以内の教育職員の割合について

て、令和4年度と令和5年度の比較を掲載していますのでお目通し願います。（5）取組の総括であります。依然として長時間勤務の教員が多い状況となっており、役割分担や業務の見直し簡素化が十分に進んでいないという課題があると考えられています。令和7年度からの第3期アクション・プランにおいて、これまでに取組を継承しつつ、緊急提言等を踏まえ、更なる改善・充実を図り、各学校と緊密に連携しながら、継続的かつ計画的に、実効性のある取組を進めていくこととしています。

5ページをお願い致します。Ⅲアクション・プラン（第3期）の基本的な方針についてです。教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子ども達に対して効果的な教育活動を行うことができるようになることを目的とし、新たなアクション・プランを策定し、より実効性の高い働き方改革を推進します。（1）アクション・プランの性格であります。国の指針や方針、北海道における条例や規則に基づき、教育職員の業務量の適正な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものであります。（2）目標と目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間として、第2期同様1ヵ月で45時間以内、1年間で360時間以内の目標を掲げています。目指す姿は、教員一人一人が「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進、重視する視点は3項目、重点的に実施する取組はICTの活用による校務効率化の推進等、6項目を定めております。取組期間については、令和7年度から令和9年度までの3年間としています。6ページをお願いします。上段にはウェルビーイングの概念を掲載していますのでお目通し願います。（3）教育委員会及び学校の役割として、教育委員会の役割は、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等に基づく適切な指導、必要な環境整備等の取組、学校の役割につきましては、学校経営方針や重点目標等に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、勤務時間を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進し、Roadや国の働き方改革事例集等の活用により、主体的に推進することとしています。（4）取組の検証・改善につきましては、施策の検証等の結果や国、道教委の動向等を踏まえ、取組の追加や廃止等を検討し、必要に応じてアクション・プランを見直し、PDCAサイクルを活用しながら計画的に働き方改革の取組を進めるよう促します。（5）保護者や地域住民等への理解促進は、記載のとおり保護者や地域住民等の理解を深める取組を行います。7ページをお願いします。（6）学校や教員が担う業務の適正化の一層の推進では、学校・教師が担う業務に係る3分類を踏まえ、業務の廃止や学校内外の関係において適切に連携・分担ができるよう連携しながら、地域や保護者の理解の促進に努めるとともに、業務の適正化の推進にあたっては、3分類に基づく14の取組の実効性を確保するための各主体における対応策の例も参考に、教育委員会と学校が役割を果たしながら、取組を進めることとしています。（7）SDGsの推進につきましては、知床羅臼SDGsステートメントに沿って、多様な主体と連携・協働しながら、町全体でSDGsの推進を図ることとしています。

8 ページをお願いします。Ⅳアクション・プランの具体的な取組として、教育委員会と学校の役割を明記しています。Action 1 として本来行う業務に専念できる環境の整備では、ICT の活用による校務効率化の推進、保護者・地域等との連携協働、学校給食費等の徴収・管理業務の負担軽減の 3 点を掲載しています。Action 2 として、部活動指導に関わる負担の軽減では、部活動休養日等の完全実施、指導・運営に係る体制の構築、大会等に係る負担の軽減、部活動の地域移行の 4 点を掲載しています。Action 3 として、学校運営体制の見直し等による改善では、教頭の業務縮減、学校行事の精選・重点化、適切な教育課程の編成・実施、適正な勤務時間の管理等、チーム学校としての取組の推進、若手教員への支援、学校の組織運営に関する見直しの 7 点を掲載しています。Action 4 として意識の変容を促す取組として、働き方改革の意識を高める取組の推進、ワークライフバランスを意識した働き方の推進、働き方改革に関する研修の実施、これまでの取組の着実な推進の 4 点を掲載しています。Action 5 として、学校サポート体制の充実では、メンタルヘルス対策の推進等、トラブル等に直面した際のサポート体制の構築、調査業務等の見直し、研修・会議の精選・見直し、学校が作成する計画等の見直し、教諭等及び事務職員等の標準職務の明確化等、勤務時間外における電話対応の見直しの促進の 7 点を掲載しています。16 ページ下段には、学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項として 4 点を掲載しています。18 ページには、5 つの Action で重点項目とした 6 項目について、令和 6 年度末の実績と令和 9 年度末までに目指す姿の指標を示しています。一部未達成の部分につきましては、第 3 期の期間内で取組を強化し目標達成を目指してまいりたいと考えております。第 3 期アクション・プラン案につきましては、3 月 18 日に開催されました定例校長会議で説明し、本計画は了承をいただいております。本日の教育委員会で承認をいただくことができれば、令和 7 年 4 月 1 日に施行したいと考えております。以上でございます。

○石崎教育長

議案第 16 号「学校における働き方改革羅臼町アクション・プラン（第 3 期）の策定について」説明がありました。ご意見ご質問等がありましたらお願い致します。

○全委員

意見、質問等は特になし

○石崎教育長

議案第 16 号「学校における働き方改革羅臼町アクション・プラン（第 3 期）の策定について」は可決とさせていただきます。

●報告 第5号 諸会議・諸行事について

○石崎教育長

報告第5号「諸会議・諸行事について」担当から説明をお願いします。

○学務課長

議案の7ページをお願い致します。報告第5号「諸会議・諸行事について」報告をさせていただきます。議案の8ページをお願い致します。4月から5月までの主な予定を記載しています。学務課所管事項です。4月2日に教職員辞令交付式を役場1階会議室で行いますのでよろしくお願い致します。4月7日は小中学校の始業式です。同じく4月7日に中学校の入学式が行われます。4月8日には小学校の入学式が行われます、同じく4月8日に高校の始業式と入学式が行われます。4月9日は幼稚園の始業式、4月10日は幼稚園の入園式です。4月11日に管内校長会議が開催されます。4月15日に教育関係合同会議を役場1階会議室で開催します。4月23日は一貫教推進協議会全大会が開催されます。4月24日に教育委員会を開催します。5月15日及び19日に臨時議会が開催されます。5月12日から13日に指導監訪問が各学校で行われます。5月28日に教育委員会を開催します。学務課の所管事項は以上です。

○社会教育課長

社会教育課、図書館、郷土資料館所管事項についてご説明させていただきます。4月18日に羅臼町女性団体連絡協議会総会が開催されます。4月下旬に水産教室の開級式を行う予定となっています。5月に社会教育委員の会、学校運営協議会等を予定しています。以上でございます。

○石崎教育長

報告第5号「諸会議・諸行事について」説明ありました。ご意見や質問等ありましたらお願い致します。

○全委員

意見、質問等は特になし。

○石崎教育長

報告第5号「諸会議・諸行事について」は承認とさせていただきます。以上で議事は終了となります。

【その他】

●教育指導主幹通信について

○石崎教育長

その他として、教育指導主幹通信について説明をお願いします。

○横澤主幹

今回は幼稚園教育に関わることについてご紹介させていただきます。慶応義塾大学教授の中室牧子氏と同大学教授の藤澤啓子氏による、「幼児教育の質の向上により小学生時点の学力が上がる」という論文をご紹介します。「保育環境評価スケール」を用いて保育の質を数値化するというものです。この評価方法では、複数人の評価者を保育所や幼稚園に約3時間半派遣し、500近い指標についてチェックする。そして、評定を一定の計算方法のルールに従って、1から7点に変換。1点は「不適切」、3点は「最低限」、5点は「よい」、7点は「とてもよい」と評価する。「空間と家具」「養護」「言葉と文字」「活動」「相互関係」「保育の構造」という領域別の6つの質も算出できる。資料をご覧ください。6サブスケールと35項目の意味をご覧ください。先ほどご説明しました「空間と家具」等がサブスケールということになります。例えば「言葉と文字」には、12番から16番の項目があります。項目は「語彙の拡大」「言葉の使用の促進」「保育者による絵本の使用」「絵本に親しむ環境」「印刷（書かれた）文字に親しむ環境」です。ここからさらに細分化されます。「絵本に親しむ環境」という項目では「本の数」「読書に対する興味」「本の質と配置」「本の置かれ方」の4つの指標に分かれています。1-1の最初の1は「不適切」から「とてもよい」までの評価点数です。例えば1-3手に取れる本のほとんどは内容が適切ではないは、1点で「不適切」ということです。3-3手に取れる本のほとんどは状態が良く、内容が子どもにとって全体的に適切であるは、最初の数字が3点ですので、「最低限」ということになります。5-3は「よい」、7-3は「とてもよい」ということです。この指標が500近くあり3時間半程度の時間が必要になります。この結果ですが、千葉県等首都圏の複数の自治体と協力し、認可保育所や幼稚園を対象に調べたところ、「養護」の項目では東京都A市が高い結果となり、アメリカの3州の幼児施設では低い結果となっています。日本の方が質が高いと言えます。東京都の自治体の5歳時点で、小学校入学までの追跡調査を行ったところ、5歳時点で質の高い保育所に通っていた子ども達は、小学校2年生時点の学力が高いことが分かっている。どうすれば幼児教育の質を高められるのかということです。一つ目は保育環境評価スケールの結果に基づいて専門家が1時間程度のフィードバックを行う。具体的には全35項目のうち、3点を下回った項目のみに焦点を絞り、専門家がクラスの担任保育士と所長・園長に「なぜ当該

項目が3点を下回ったのか」を説明した後、どうすれば改善できるか議論した。その結果、1時間のフィードバックを受けた施設・園は、受けなかった施設・園と比べて、保育環境評価スケールのスコアが0.52点上昇したことが明らかになった。二つ目は乳幼児向けおもちゃのサブスクリプションサービスを提供するトラーナ社と連携し、保育所におもちゃを提供した。保育環境評価スケールの中で特にスコアが低かった「活動」、微細運動、造形、音楽やリズム、積み木、ごっこ遊び、自然科学、数・量・形に親しむ遊び等が展開されているかを評価するものである。おもちゃを使用していたクラスは、使用していなかったクラスよりも、保育環境評価スケールの「活動」のスコアが0.3点上昇したことが明らかになった。提供されるおもちゃを保育室に置くという簡単な介入だが、遊びの幅が広がる遊具・玩具の質・量を確保することで「活動」のスコアが上昇したというのは朗報だ。子どもの成長に合わせて適切なタイミングで遊具・玩具を使うことで、保育者と子ども達との関わりの質が高まるのかもしれない。おもちゃを置くということが有効ということです。

○石崎教育長

主幹通信についてご確認、ご質問等がありましたらお願い致します。

○全委員

確認、質問等は特になし。

○石崎教育長

事務局から連絡報告等がありましたらお願いします。

○学務課長

次回の教育委員会は4月24日午後1時30分からを予定していますのでよろしくお願い致します。

○石崎教育長

委員の皆さんから全体を通してのご意見、確認事項がありましたらお願い致します。

○全委員

意見、確認事項は特になし。

○石崎教育長

以上で令和7年第4回教育委員会を終了させていただきます。